

新装版

いま創業の時代に学ぶ

建設業を 興した 人びと

菊岡俱也著

はしがき

本書は、創業者とその周辺の人びとを通じてわが国建設業の近代の発展を描いたものである。今日の建設業は、巨大な産業に成長しているが、どのような人びとがこの産業の誕生にかかわり、みずから企業（業界）を育ててきたのか、ということは意外に分かつていないのである。経営史や産業史研究の分野においても建設業や不動産業の分野は不毛といわれる。

建設業という産業を興した人びとはいつたいどのような人たちであったのだろうかというのが、本書執筆の動機であつた。

経営における人間の発想や行動、つまり経営思想、経営行動などの基本は時代が違つても変わらないもので、そこには経営史・産業史に学ぶ意義があると思える。それらは時代を超えて共通するものであり、創業期という厳しい経営環境のなかで土木建築請負業という新しい企業形態を、政府の援助も無く裸一貫から興した創業者たちの行動に見るものにはたくさんあるはずである。故山本七平氏によれば、創業者とは「現場という膨大な書物から体験と観察によってすべてを学びとりそれを実際問題の場に適用してある種の経験則を確立し、それによつてすべてに対処してきた人々（『日本資本主義の精神』）」である。

時代が人間をつくるというが、その時代を動かすのは人間である。人間の考えも含む行動を除外しては、時代も歴史も語れないと思う。先の見えない時代だからこそ、いかにあるべきかを過去の人物たちに問い合わせてみるとけつして無意味ではないだろう。「経済発展にとって最大の要因は企業者精神をもつ企業者の存在」と言ったのは経済学

者のシユンペーターである。

こんにち建設業界の大多数は中小業者で占められている。本書には現在の大手業者の創業者も取り上げているが、彼らも創業の時代においては「個人業者」であり、たび重なる試練を経て「大手業者」への道をたどつたのである。政府の厚い庇護がなかつた創業期の建設業の場合、すべて徒手空拳からの出発であつた。

業者の数が多い建設業界であるから、戦前に限定したとしても、創業者の数は多い。

そのなかから数人の創業者たちを取り上げるに際して、私はつぎのようなことを念頭においた。それは、本書に登場する人物たちを通じて近代建設業発展の種々相が理解できることを第一とし、文献・資料があり、また、聞き書きができるなど、「追跡」可能な創業者たちをいくつかのタイプに分け、同一タイプの人物は二、三人までとした。

そのタイプとはつぎのようなものである。

土木系の創業者、建築系の創業者たち。以下、前歴や修業過程別では建築職人（大工・石工など）、土木労働者、博徒・侠客、商人、役人、実業家など。出身階層からはいわゆる士農工商の別。学歴別では最高学府の出身者、学歴のない人。また視点を変えて、創業者の補佐役に徹した人、業界の指導者・まとめ役として活躍した人。建設業のパートロン（後援者）と呼ぶにふさわしい人。そして失敗者、成功者たち。

このような「基準」をもとに選んだ結果、戸田利兵衛（戸田建設創業者）や藤田一郎・定市兄弟（フジタ創業者）など、個人的には関心があつて、調べもしながら同一のタイプということで取り上げなかつた人物たちもいた。また、建築技術者や土木技術者など創業期の建設業の組織内に位置した技術者についても、経営者を主体としたために取り上げていない。

最後の項には、明治時代の代表的な建設労働者である土工を取り上げたが、これは私が建設業の発展は、上澄みの部分では名がのこる創業者たちが、下積みの部分では無名の労働者たちが、担つてきたと考えるからである。同時に、創業者の項で描けなかつた明治の労働事情の一端についてもここでふれている。あとがきにも記したが、本書のもと

となつた文章が雑誌の連載であつたということ、幕末から戦前という一定の期間を生きた人物たちを主題とするという設定をしたために、全体を通してみれば記述に若干の重複が生じたことをお断りしておこう。彼らは同時代の体験・人脈を共有したのであり、あえて重複はそのままにしておいた。巻末には、わが国建設業史に関する文献を解題したが、これは建設業の発展に関心をもつ方がさらにアプローチするための手引きとして編んだもので、併せて本書の時代背景と創業者たちの相互関連を示すために年譜を作成した。

本書が完成するまでには、直接的に、書物・論文などを通じて、多くの人々の恩恵をいただいている。また日本建築学会・土木学会の、筆者が属した諸委員会を通じて得たものは大きい。

特にお名前を記して感謝申し上げたいのはつぎの方々である。最初に建設業史への関心を喚起し導いて下さった古川修氏、数々の著作を通じてのちには日本建築学会百年史等の編纂を通じ豊かな学殖に接することができた村松貞次郎氏、近江栄氏、山口廣氏、学生時代には直接民法学の講義を受け、その後も建設業研究についてご指導を受けていた内山尚三氏、はじめは著書『日本建設業成立史考』により、その後はご交誼を通して建設業史について語り合う機会が多い小野一成氏、芝浦工業大学建築工学科において過去二十年ほど建設産業論の講義を続ける機会を与えて下さった十代田知三氏・藤澤好一氏・藤上輝之氏、文献目録・年表・社史編纂などの編纂作業とともににした田中良壽・石川幸恵の両氏、建設業経営者の団体である社団法人日本建設業経営協会会員企業の各位、そして現代の都市づくり企業の創業者としてその経営理念・経営哲学の一端にふれるという貴重な機会を与えて下さる森泰吉郎氏である。ここに謹んで感謝を捧げる。

初代・二代 清水喜助 近代建設業の幕を開けた人	3
高嶋嘉右衛門 易と建設業	17
鹿島岩吉・岩蔵父子 建築から土木へ、経営の大決断	29
大倉喜八郎と藤田伝三郎 政商がつくつた建設会社	43
明治最大の建設会社 日本土木会社をめぐる人びと	59
竹中藤右衛門 由緒ある棟梁の家に生まれて	79
大林芳五郎 呉服商から建設創業者へ	93
佐藤助九郎・飛嶋文吉・熊谷三太郎 土木王国の雄者たち	109
間猛馬と西松桂輔・光治郎父子 相携えて歩む	123
菅原恒覧・早川智寛 お役人から建設業の創業者へ	149
中野喜三郎・前田栄次郎 業界のまとめ役として	163
大宮源次郎・沢井市造 俠客風に生きた建設業者	181
横河民輔 合理的精神の近代経営者	195
原林之助 建設業界が生んだ論客	219
横山信毅 経営補佐役として生きる	247

建設業団体活動のルーツ

鹿島精一

建設業団体のリーダー

井上 勝

建設業のパトロンたち（一）

瀧澤栄一

建設業のパトロンたち（二）

明治の土工社会

建設労働を支えた無名の人びと

建設業史に関する文献解題

創業者に関する参考文献

建設業創業者年譜

人名索引・事項索引

あとがき

高嶋嘉右衛門

易と建設業

男が世に出る年齢である二十八歳から三十四歳までのあいだ、牢獄につながれたとすれば、おおかたの人間は、再起不能はまちがいないところだろう。ところが、この人物は出所後、実業界入りを果たしたばかりか、獄中で習得した易まで身につけてしまつた。こういうのを筋金入りの人生というのである。

この人物の名前は、高嶋嘉右衛門かえもん。初期の建設業界と関係が深いのである。



高嶋ゆかりの地、横浜

現在の横浜市の中心部には高嶋嘉右衛門の足跡をしのばせるものがいろいろと残っている。

地名では、まず横浜駅前の西区高島町一丁目、二丁目がある。ここは京浜間の鉄道敷設用地として高嶋嘉右衛門が請け負つて埋め立てた際に、政府に差し出した残りの付属地の跡で、埋立者の名から命名されたものである。彼はまた当局と鉄道工事をめぐる最初の請負契約を結んだ建設業者でもあり、また、鹿島の創業者鹿島岩吉に東京―横浜間鉄道工事の折、砂利納入の請負を勧めた人物でもあった。

埋立者の名前・屋号からとられた町名は神奈川区の海側に多く、千若町、鶴屋町、橋本町、星野町、守屋町、山内町などがそうである。高島町もその一つというわけだ。

次いで神奈川区には高島台がある。この町名は、かつてここに高嶋嘉右衛門の別邸があり、土地の人々が高島山と呼んでいたのを、昭和七（一九三二）年の町界町名整理の際に高島台としたもので、町内の高島山公園には嘉右衛門が京浜間鉄道工事の際に、ここから望遠鏡で工事を見て督視した、といいうわれを記した望欣台の碑がある。

事業家時代の旧居跡といわれるのが「馬車道十番館」というレストランである。ここは入口にガス灯などが置かれ、内部も明治調である。

東急東横線には高島町という駅が、市営地下鉄にも高島町駅があり、事業の跡としては中区本町小学校傍らの瓦斯会社跡の碑（ここは嘉右衛門が私費三万円を投じて英・独・仏の諸学科を有する高島学校を開校した跡でもある）などが、また、港には高島埠頭もある。

横浜の高嶋嘉右衛門ゆかりの地をいくつか紹介しただけでも、彼の「出獄後」の事業のさまだがわかるだろう。すなわち高嶋嘉右衛門は、横浜で土木建築請負、埋立事業、学校経営、ガス灯敷設、芝居小屋の開設、また北海道開拓、富士山麓開拓、それに易断の研究などに自らの人生を刻んだ。

生い立ち

高嶋嘉右衛門は、生涯のうち、二十八歳から三十四歳までの約六年間獄にあり、江戸伝馬町の牢と佃島送りを体験し、易学に目覚めたのは在獄中である。あらくれを使い、人足を動かす土建經營には、この獄中生活の体験もまた大いにモノをいった。ようやく釈放されたのが、慶應元（一八六五）年十月、それから本格的に開港地横浜での活躍が始まる。

建設業者としての高嶋嘉右衛門の活動は明治四（一八七一）年ごろまで、京浜間の鉄道建設工事の土地造成を担当していたところが最も盛んであった。

高嶋嘉右衛門は、天保三（一八三二）年、江戸三十間堀（今の昭和通り）の材木商兼建築請負遠州屋嘉兵衛の長男として生まれた。幼名は清三郎。嘉兵衛の父は姓を薬師寺といい、常陸国（茨城県）新治郡出島村牛渡の庄屋平兵衛の次男に生まれた。村人の一人が江戸の材木商人の手代であったので、その縁故で江戸三十間堀の遠州屋徳三郎という材木商兼建築請負業の手代となつたものである（植村澄三郎『吾象高嶋嘉右衛門翁伝』）。したがつて、嘉右衛門の建築方面への進出は祖父と父譲りのものであつた。

父嘉兵衛は主家によく尽くしたので、のれん分けをしてもらうことができ、遠州屋嘉兵衛を名乗り、同じく材木商兼建築請負業を営んだ。なお、父嘉兵衛は清三郎（嘉右衛門）に四書（儒教の四つの古典）五經（儒教の五つの経書『易經』『詩經』『書經』『春秋』『礼記』）を教え、また、肥前の蘭学者について西洋事情を学ばせた。

あるとき嘉兵衛に、肥前（佐賀）鍋島藩江戸屋敷の部屋一棟の請負の件がおこつた。父は子に「見積りをしてみろ」と命じた。子は十四歳であった。周囲の棟梁や手代たちがあげて少年のこの初仕事を手伝つたが、たとえ他人の手を借りたとしても、自ら手がけることの大切さと厳しさを父は後継者である子に教えたかつたに違いない。

結果は見事落札、父は子にこう諭した。「もし最初の計算に誤りがあれば計算違いが次々に生じて損失が大きくなり、ついには一家の浮沈にも関係することがある。注意し慎むべきはここにあるのだ。商人にとって事業に当たることは武士の戦場に向かうことと同じであり、もし武士が指揮を誤れば一軍の存亡にかかわり、商人は一家の浮沈に關係するものである。商人の損失が多額に達すれば武士が討ち死にすることと同じであり、もし巨額の借金をすれば石を背負つて水泳をすることと同じで、利息のために溺死を免れまい。……商業をもつて身を立てようとする者はそれぞの理を考えることが必要だ。しかし、商人が利益を得る目的は一家の衣食住に備え、不慮の費用に備え、なお余裕を世の公用に供することを心がけるにある」と。

次の請負でも嘉右衛門が見積ったが、請負金の約一割余の利益を得ることができた。嘉右衛門の商人道への第一歩は、このようにして始まつた。

南部藩と鍋島藩の縁で

父嘉兵衛は南部藩の至難の交渉事を無事に終えて藩から永代土分待遇に取り立てられるまでになり、先の請負が縁となり鍋島藩とも緊密な縁ができた。嘉右衛門の前半生は、父が築いたこの両藩とのつながりの糸で結ばれたり離れたりするのである。

嘉兵衛は南部藩から領内の鉱山の開発を委任され父子ともに現地で経営をするが、これは失敗、嘉兵衛は心労がもとで死んでしまい、嘉右衛門は二代遠州屋嘉兵衛を名乗る。跡を継いだ彼には莫大な借金が残るのだが、その商才を見込んだ債権者の援助もあって借金地獄から脱出する。

次の儲け話についてはこんな伝説がある。安政の大地震を予知して鍋島藩から借金をし、その金で材木を買い占めたところ予感のとおり地震があり、資材暴騰で利益を得たというのである。高嶋易断の創始者としての面目躍如である。このあと彼は横浜の地において鍋島藩の物産を扱う「肥前屋」という屋号の“アンテナショップ”を同藩から任せられ、外国人相手の商売に乗り出すのである。

この嘉右衛門が横浜で獄につながれるもととなつた罪はどのようなものであつたのだろうか。当時、外国貿易は銀貨と金貨で決済された。外国商人たちが日本の商品を買うときは銀貨のメキシコドルをもち込んでそれで支払い、自国の商品を売るときは金貨（小判）での支払いを要求した。その交換比率が他国に比べて同等でなかつたため、大量の金が外国に流出し始め、イギリス商人などはこの金を香港にもつていき、金銀の相場の差額で儲けた。幕府は慌てて金のもち出しを禁じたが、嘉右衛門はこの「禁制」の金を外国商人に売りつけ、それが発覚して獄につながれたのである。

ある。

建築工事、鉄道工事で活躍

慶應元（一八六五）年十月に釈放された嘉右衛門は再び横浜に向かつた。幸い縁者や旧友が横浜で成功しており、快く迎えられて横浜太田町に再び店をもつことができた。居留地建設の最盛期であった。高嶋嘉右衛門と改名したのはこのときである。

嘉右衛門はまず通訳を雇い、外国人の訪問を始めるが、そのうちアメリカ人の建築家と知り合つた。その建築家の義姉は当時のアメリカ公使の妻で、その縁故で嘉右衛門はイギリス公使パーカスの知遇を得ることになった。

このパーカスはのちにわが国の鉄道建設にも関係するが、嘉右衛門は、「長州藩士によつて焼き討ちされたイギリス公使館の再建に際しては幕府から償金をとり、この横浜の地に建設したらどうか」と提言した。話はこの線で進み、総計七万五千ドルで新築されることとなつたが、人は「嘉右衛門は自分が長いあいだ入牢していた代償としてイギリス公使をダシに幕府から数万両を引き出した」と非難したという。

イギリス公使館の仮建築工事は嘉右衛門が請け負つた。その後、パーカスの口添えもあつたので、建築請負業高嶋屋の信用は増し、横浜開店から明治初年までの四～五年のあいだに十五万円ほどの利益を得ることができた。

のちにふれる大倉喜八郎が外遊を通じて要路の人々との接触を図つたように、嘉右衛門には彼独特のやり方があつた。自分は獄舎につながれた身で要路の人物など交際がまつたくないが、彼らに接近する道はなしにかと考へたあげく、高級旅館を経営すればと考えて、尾上町に旅館の建設を始めた。使用人は旧幕府の茶坊主や小藩の留守居役を務めたもののうち、社交術に長じている人物を選び、女中もそれに準じた。手代番頭にも、幕府が倒れたあと新政府の官史になることを好まず、さりとて将来の方向もないという人物たちを札をつくして迎えた。それらの人々のなかには、

元勘定奉行の星野六三郎、元騎兵指南役の益田孝、元軍艦長の小笠原賢三らがいた。

料理は刺身と蒲焼を特色としたが、嘉右衛門の經營方針は当たり、政府高官が横浜を訪れるに「高嶋屋」に泊まるなどを常とした。大蔵大輔大隈重信や小輔伊藤博文もこの高嶋屋に泊まつたが、嘉右衛門は彼らに鉄道建設の必要を説き、政府にその気がないならば「個人の事業として自分がやりたい、身を挺してやるつもりです」と語った。

京浜間の鉄道建設に際し大隈は、「最初の出願人は貴方であるから、政府と合同經營でどうか」と勧めたが、高嶋は固辞した。その代わり横浜—神奈川間の海面埋立工事を希望し、「竣工のうえは、鉄道敷設地は政府に提供するので、自分にはその付属地を下付してほしい、また地租以外は永久に無税にしてほしい」と申し出た。当局は、公募のかたちをとるために公告を出したが、応募者は嘉右衛門一人であったので、施工は嘉右衛門と決まった。

建設業者としての嘉右衛門の盛名を高めることになったのは、明治初期のこの京浜間鉄道工事である。この鉄道工事で嘉右衛門は横浜—神奈川間の海面埋立工事を請け負い、①晴天百四十日以内に竣工させること、②期限を超えるときは一日六十間、幅五間ずつその労賃金四十円に相当する違約金を徴収することという契約で、石崎より神奈川青木町までの海面埋立を行つた。嘉右衛門は自ら神奈川の大綱山に望楼を立てて、ここから望遠鏡で海上と陸上人夫数千人を監督した。現在、その地は高島台公園となつてゐる。また、セビ車というのを考案して、土砂運搬に活用した。このとき嘉右衛門は当時の金額にして二十万円から二十五万円の資金調達で苦労をしている。

また、晴天百四十日のあいだに完成させるという期限があつて、もしそれまでに完成しなければ違約金を支払うといふ契約で、鍋島藩からの借入にも失敗して「進退きわまつて独り肝胆を碎くのみ」という心境になつたが、その後、政府が旧南部藩に十五万円を貸し下げるという話が起こり、以前から縁故のある南部家へ交渉した結果、嘉右衛門の借入が認められるという一幕もあつた。こうして明治四（一八七一）年二月の期限内に完成し、四月この埋立地は高島町と命名された。

最初の鉄道請負契約書を結ぶ

京浜間鉄道工事前の明治三（一八七〇）年六月十一日、鉄道当局は高嶋嘉右衛門との間に神奈川海面の埋立について、「鉄道御造営ニ付横浜野毛海岸石崎並ヨリ神奈川青木町海岸迄土堤築地之約条件」および「埋立地仕様書」というものを交わしたが、これはわが国最初の鉄道工事における請負契約書・仕様書といわれている。

明治初期における政府の建設事業を担当したのは内務省、大蔵省、工部省などであつたが、内務省の工事はほとんど直営・直轄によつており、大蔵省は建築営繕が主で、最も規模の大きい土木工事を請負方式で施工したのは工部省が担当する鉄道の分野であつた。したがつて、鉄道工事はわが国建設業者（特に土木業者）の産みの母といつてもよいのである。

わが国最初の鉄道工事は、明治三年三月十七日付の太政官達により新橋—横浜間の工事が開始されたことを始めとしているが、外国人技術者の意見も取り入れた直営方式採用のなかで土木工事は切投げ請負、建築工事は切投げまたは請負という方式が定められた。

停車場など建築工事は鳶や棟梁らが請け負い、土木工事は現在のように施工工事量に基づいて計算した請負金額によって仕事の完成を請け負うものではなく、特命で工事を請け負つた何人かの請負人が労働力を供給し、彼ら自身も工事現場で人夫を督励し、全体は鉄道寮の役人やイギリス人技師が監督するという方式を採用した。

高嶋嘉右衛門ほかの主な請負人の名前と分担は次のとおりである（『日本鉄道請負業史 明治編』ほか）。

山中政次郎 汐留—品川間

梅田半之助 汐留—品川間

杉井 定吉 梅田の配下として采配を振るう

最初の鉄道請負契約書（『日本国有鉄道史・第2巻』）

鉄道御造當ニ付横浜野毛海岸石崎並により 神奈川青木町海岸迄土堤築地之約条目

第1 請負人は必ずしも老人を要せず或ハ組合ヲ以是を請負ふ事を許すと雖も、猶外ニ身外弛者老人或ハ武人を撰、請人として共ニ調印せしめ万一此工営中、請負人の損失となるべき事件差起り、請負人払ふ事能はざる時、請人之を償ふへし。

第2 請負人は自分入費を出して因面井仕様書及び約条書之法則ニ遵はす。土堤之工業を堅固精密ニ築立、成功之上政府ニて命したる建築方及び巡査之検査を請くへし。

第3 此工業ニ付而之物品は何よりも最上之物を採用ひ極めて精細に築造し、萬事因面仕様書及び約条書に随ふは勿論、建築方巡査方之命令に背事なかるへし。

第4 此工業は、天災或は非常之災にあらされハ仕様書に記載したる成功迄負日限より決而遅延すべからず、若然地舗成功之期限、仕様書之日限を延する時は請負人に而埋立たる地を償として、ステーション留場之方を始として、一日毎ニ長サ五間宛引去へし、乍併天災或は非常之事にて休業し、或は埋立たる地之内、大ひなる破損所等出来たる時へ、其事を建築方と巡査方に、書面にて訴へ、日延免許之証書を得へし。

第5 此工業之内、何之部分ニ而も、因面井仕様書或ハ約条書ニ違背し、粗漏なる建築か又は物品之下等なる物を用ひ成、他之充分ならざる廉を、巡査或は建築方ニ而見出せし時は、直に請負人へ命し、改て修理せしむへし、此為に費せる日数ハ請負人の不行届より起る事故、請負日限之内日数ひ込、入費も請負人より払ふへし、其ために日延等之願は一切許容する事なし。

第6 因面井仕様書、或ハ約条書に記載せざる件、或ハ模様等は建築方より書面を以て命ずるにあらずば請負人に而引説る事なし、書面にて命せし時は巡査建築方及び請負人にてて面積并日数等を取極め、速に工業に取懸り、其為に費する日数は諸負日限之外とし入費は役所より請負人へ払出すへし。

第7 因面井仕様書或は約条書に記載せざる工業を請負人於てて做さんと企望するも建築方より書面ヲ以て許容するにあらずんと施行する事能はず。

第8 時宜ニ寄り工業之一部或ハ全体を休業すへきこと、巡査及び建築方より書面ヲ以て請負人へ命せし時は速ニ其令に従ふへし、又再度取懸るべきの命を得へ、直ニ取懸り、其為ニ休業せし日数ハ請負日限之外とすへし。

第9 工業之際因面と仕様書と之相違か或は他之廉ヲ以、請負人疑惑する件あらは、建築方ニ尋問し、分明にすへし、極て鎮末之事件ハ因面仕様并約条書ニ記載せずと雖も、建築方ニテ或ハ足を要する時は、請負人其令に従ひ、万事遺漏なく成功を遂ぐへし、時宜ニ寄り右様之廉は建築方請負人と其箇を定め、役所より是を払ふへし。

第10 請負人は此工業之因面に赤色を以て画ける線を中心として、五間通り之幅は、最も堅牢に造築する様注意

し、或は其地中及び土中に在る障礙と成るべきもの有る時はを除却すべきを建築力より命する時は、速かに其命に従ひ、決而时限を怠る事なかるへし。

第11 約条書に調印せし上ハ、此工業を免かるるを許さず、若し強て免かれんとする時は請人是に代るへし、請人又是を免る時は、此工業之総入費を九万両とし其一割九千両を返料とし、請負人或は請人より出さしめ、速ニ其工業を他之請負人へ命すへし、或ハ又此工業を他之者に先渡し及び又先等すべからず。

第12 巡査及び建築方は、時々工業之場所を巡査し、粗漏之廉ある時は直に請負人へ命シ其仕様を詳ニ教訓すへし、請負人は因面と仕様書或ハ約条書に違背する件にあらすんは悉く其命令を固守して、政府之規則に違ふ事なかるへし。

第13 巡査並建築方、此工業ニ仕役する職人或ハ人足之内ニ不適当なる者か又ハ不行跡なる者を見出せし時ハ速ニ請負人の手を絶て暇をとらすへし、請負人は決而其命に背く事なかるへし。

第14 此工業ニ付怪我人有之か、或ハ請負ニ用いる物品損失又ハ損失等有時ハ、一切請負人及び請人の引請たるへし。

第15 此埋地成功之上、埋主之物となるべき地面之税は、家蔵を建てるか園庭を作るか又は木材置場等に用ゆるか、其他何ニても現に其用に適するに隨ふて、是を取立へし、此埋地の為に地税之外、他之出銀決而なかるへし。

第16 請負人調印決し後、此条約中認めたる件に違背する事あらば、請負人は勿論、請人迄も相当の罪科可申付事。

第17 石崎埋地並より、神奈川青木町海岸迄、鉄道御用地之為に埋立へき土堤四十武間之外ニ、埋主へ幅式十間通り埋立を免許すへし、其内六間通りを路幅とし、残地は普通之規則に従ひ併借せしむへし。

第18 鉄道之為ニ埋立たる土堤殘地埋主へ被下候地面海岸に向へる方は、此後海面之方へ埋立候とも、海路運送之便利を不妨様に造築すへし。

第19 神奈川青木町鉄道御用地相成候地所之海岸に、因面井仕様書之通り式千十七坪（鉄道御用ニ相成候地坪ヘ三割を増したるもの）を埋立させ、政府之所有とすへし、其代りに埋立たる地坪に五割を増し、三千式十五坪半之地を埋立させ、其内六間通りを路幅とし残地ハ普通之規則に従ひ、埋主へ併借せしむへし。

第20 前条青木町海岸政府之所有となるべき土地は、鉄道御用地五間通り之地と同時に工業始め、日數七十五日間ニ埋立へし、若右日數相過候時ハ、此埋立入費凡八千六十八両として、一日其一分八両余を償として出さしむへし。

第21 仕様書に認めたる七百七十間之埋立地幅に於て、橋を營むべき三カ所之間數は建築方より差図すへし、請負人は夫支け之距離を除ひて埋立へし。

庚午六月十一日

鉄道寮

冒險商人タイプの実業家

高嶋嘉右衛門の神奈川海面の埋立を思いついたのは、のちの参議・司法卿となる江藤新平（佐賀出身）であつたといふ説がある（門田勲『国鉄物語』）。

同書は、高嶋嘉右衛門の令孫に確かめた話だとして、将来、横浜―神奈川間は外国貿易の重要な土地となると見込んだ江藤は、その埋立を鍋島家で請け負おうと考え、大隈、伊藤の間を奔走したが、請負主が鍋島家というのでは世

に近接する地所は自己の所有としたが、鉄道の線路と停車場だけの土地には移住者もなかつた。これでは、埋立費用の利子すら払えないと思えた嘉右衛門は遊廓の設置を考え、県に出願した。種々の経過はあつたが高嶋遊廓の開設へと漕ぎつけている。県令陸奥宗光は願書を見て、「高嶋学校の創設など教育に功劳のある篤志家が身分も恥じず、このような出願をするとは」と一喝したというが、それらを押し切つて遊廓建設を実現した高嶋嘉右衛門は、やはり商人であつた。

間体が悪い。そこで、かねて藩邸へ出入りしていた商人の嘉右衛門に名儀人になるよう頼んだところ、大いに喜び、國家のためでもあり、日ごろ恩顧を受けた鍋島家のためになるならといつて引き受けたのだという。これは前述の嘉右衛門が鍋島藩から資金を借りられなかつたという話と矛盾するが、今となつては真相は不明である。

この嘉右衛門が鉄道工事の請負から退いた事情について、次のような話がある。

今の山手線、新宿—品川間の工事に指名されたのは、高嶋嘉右衛門、鹿島岩藏、杉井定吉の三名であったが、高嶋二円八十銭、鹿島二円四十五銭、杉井二円三十五銭で、杉井が落札した。

これを知った嘉右衛門は、「杉井は自分の下請である。下請が元請より安いのは当然で、これだけで杉井を探るのは心外だ。当局は自分の京浜間鉄道工事以来の苦労を考えてくれないのか」と憤慨し、これ以後鉄道請負を辞めたといふ。最低価額に落札する競争入札制度に対する嘉右衛門の不満が引退の原因であった。

現在の横浜高島台二番地のあたり、最初のアメリカ領事館跡である本覚寺横の坂道を上つた高島台公園の一角に一つの碑が立っている。その昔、嘉右衛門が望遠鏡で人夫たちを指揮した場所で、名づけて望欣台の碑という。碑文の一節に、

「貿易ヲ盛ナラシムルハ鉄道ヲ建築シ運輸ヲ便ニスル最急務ナレバ官ニ請ヒ神奈川ヨリ横浜間ノ海中ヘ一直線ニ鉄路ヲ築造スルノ便、且益ナル事ヲ揚言シ、決然奮発シテ家庭ヲ傾シ、現今高島町ノ鉄路道及市街ヲ埋開スルハ氏ノ獨力ヲ以テ竣工スル処、其地山ヲ崩シテ港ノ内外ヲ埋メ、瓦斯灯ヲ港中ニ連絡シテ不夜ノ境タラシメ、人民夜ヲ日ニ繼デ便益ヲ得セシム……」

とある。

一代の風雲児高嶋嘉右衛門は、明治九（一八七六）年秋、突如実業界から引退した。ときに四十五歳、引退には早すぎると予告したり、日露戦争が起ることを予言したりして民衆の支持を得た。「牢獄は自分の大学である。易断はわからぬ文である」と彼はしばしば人に語つた。

十年後、彼は二千ページを超える大冊をものにした。書名を『高嶋易断』という。彼の易はのちに日清戦争の勝利を予言したり、日露戦争が起ることを予言したりして民衆の支持を得た。「牢獄は自分の大学である。易断は卒業論文である」と彼はしばしば人に語つた。

明治二十四年ころより再び実業界に復帰し、同年愛知セメント会社設立、二十五年北海道炭礦鉄道会社設立、二十六年高島農場開設、三十六年東京市外電鉄社長に就任、と実業界の経歴が続く。その二年前に嘉右衛門は祖父の郷里の牛渡小学校に『六諭衍義大意』百十冊を寄贈している（『出島村史』）。

やや変わったところでは、俠客清水次郎長が維新後、ときの県令の勧めもあって富士山麓の開墾に乗り出しが、資金難からほぼ十年後に投げ出してしまつたのを、嘉右衛門が資金を出して事業を継続したというようなものもある。筆者はその土地を尋ねたことがあるが、土地の人々は彼の開墾跡を、そのような由来も知らないながら「高島、高島」と呼んでいた。

死期が近づくと彼は、自らの命日をピタリと当てたという。大正三（一九一四）年十月十七日没。享年八十四歳。

墓は赤穂義士がねむる東京・高輪の泉岳寺にある。